

神戸市手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 7 月 19 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第19号

神戸市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 神戸市手数料条例施行規則（平成12年 3 月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収の時)</p> <p>第 4 条 条例第 6 条第 3 項に規定する規則で定める時は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時とする。</p> <p>(1) 条例別表第 1 3 の項に規定する家庭から排出される粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分するときの手数料 粗大ごみに貼付する手数料に係る納付券の購入の時 <u>（地方自治法（昭和22年法律第 67号）第231条の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者に納付させる</u></p>	<p>(手数料の徴収の時)</p> <p>第 4 条 条例第 6 条第 3 項に規定する規則で定める時は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時とする。</p> <p>(1) 条例別表第 1 3 の項に規定する家庭から排出される粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分するときの手数料 粗大ごみに貼付する手数料に係る納付券の購入の時</p>

<u>場合にあつては，粗大ごみの収集，運搬及び処分の申込みの時)</u> (2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]
---	-------------

第2条 神戸市手数料条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは，当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは，当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
(手数料の徴収の時)	(手数料の徴収の時)
第4条 条例第6条第3項に規定する規則で定める時は，次の各号に掲げる手数料の区分に応じ，当該各号に定める時とする。 (1) 条例別表第1 3の項に規定する家庭から排出される粗大ごみを市が収集し，運搬し，及び処分するときの手数料 粗大ごみに貼付する手数料に係る納付券の購入の時（地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第231条の2の3第1項</u> に規定する <u>指定納付受託者</u> に納付させる場合にあつては，粗大ごみの収集，運搬及び処分の申込みの時）	第4条 条例第6条第3項に規定する規則で定める時は，次の各号に掲げる手数料の区分に応じ，当該各号に定める時とする。 (1) 条例別表第1 3の項に規定する家庭から排出される粗大ごみを市が収集し，運搬し，及び処分するときの手数料 粗大ごみに貼付する手数料に係る納付券の購入の時（地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第231条の2第6項</u> に規定する <u>指定代理納付者</u> に納付させる場合にあつては，粗大ごみの収集，運搬及び処分の申込みの時）

(2)～(4) [略]

(2)～(4) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「一部改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる日（以下「第2号施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第2号施行日以後において、一部改正法附則第19条第2項の規定により、一部改正法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者に手数料を納付させる場合における第2条の規定による改正後の神戸市手数料条例施行規則第4条第1号の規定の適用については、同号中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者」とする。